

「あんしん住まい助成制度」

加齢や疾病、障がいによって、歩くのが大変になったり、立ち座りが大変になったりが大変になることは十分に考えられることです。でも、大変だからといって歩かないわけにもいきませんし、歩かなかったり、立ったり座ったりしなかつたりすると、寝たきりになってしまいます。ではどうすればいいのでしょうか…？

★住環境を整えよう！

手すりをつけたり、段差を解消したり、開き扉を引き戸にしたり…、身体的な動きが悪くなっても、住環境を整えれば安全に生活できる可能性は十分にあります。また、できなかったことが、できるようになる可能性もあります。

そこで、今回ご紹介するのが、「あんしん住まい助成制度」です。

以前の講演会において、介護保険で住宅改修費が20万円まで支給されることをお伝えしました。介護保険の住宅改修は介護保険サービスの一部で、財源もちろん介護保険です。「あんしん住まい助成制度」は介護保険ではなく、市独自の制度で、市の社会福祉協議会が窓口となっています。助成される金額は最高で100万円。介護保険では20万円までしか支給されないため、介護保険の対象とならない改修や、介護保険だけでは賄えない工事の場合によっては助成の対象となります。

支給対象の工事は、主に介護保険の改修工事と同様の内容ですが、介護保険では賄いきれない階段昇降機の取り付け工事や、台所や洗面所を車イス仕様(膝入れの空間を確保する)にしたり、要は不自由な身体状況であっても、生活しやすい環境にするための工事が対象ということになります。(※詳細は社会福祉協議会に確認が必要！)

所得によって助成金額はことなります。また、申請から支給対象の決定ができるまで、1～2か月かかることもありますので、利用する際には注意してください。

また、市独自の事業のため、市の予算を超えてしまった場合は翌年度に持ち越されることもあるようです。

ご利用の希望がある場合は、
静岡市社会福祉協議会 清水地区センター
までお問い合わせください。

☎054-371-0292

